

地方行政委員會議録第五十二号

昭和二十七年五月二十四日(土曜日)

午後二時五十七分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事 河原伊三郎君 理事 野村專太郎君

理事 床次 徳二君

池見 茂隆君

佐藤 親弘君

龍野喜一郎君

大矢 省三君

八百板 正君

出席政府委員

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

官(地方自治事務)

号)

茶屋町自治体警察を国家地方警察に移管の請願(星島二郎君紹介)(第三一三四号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

地方議会の権能縮小等反対に関する陳情書(茨城県議会議長宇田川源次郎)(第一九三二号)

同(鳥取県議会議長沢住辰蔵)(第一九三二号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

同(大分県議会議長岩崎貞)(第一九三三号)

(内閣提出第一七五号)

○金光委員長 これより会議を開きます。

地方自治法の一部を改正する法律案、内閣提出第七十五号を議題として質疑を行います。本日は第十一條より第三十八條までについて質疑があれば、許します。

○床次委員 ちよつとその前に議員定数の問題について伺いたいのです。数が、大体将来の標準需要として議員定数を考える場合に、大体この間の標準のものを考えられるのか。実際の町村にありましては、町村の具体的定数を基準として、標準需要を算出されるのであるか、その基礎をもう一回聞きたいのです。今度のは、以上、以内というように書いてありますから、将来どの辺をつかまえて標準需要の基礎にされるのであるか、あるいは大体の標準というの、数個の標準によつてこれを決定して行くつもりか、あるいは具体的数字によつて決定して行くつもりか、町村財政に及ぼす影響を、もう少し具体的にお願いしたいと思ひます。この間将来の方針につきましては、大体抽象的な御答弁があつたのですが、具体的にどうされるかということ、お伺いしたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 府県なり市町村の場合で、それ／＼あるわけでありまして、府県の場合に例をとつて申し上げますと、この間申し上げましたよう

に、大体の標準的な人口は今百七十万というところを押えております。そこで百七十万の場合における標準的な平均の議員数を出しまして、それに対して人口に応じて補正をして行く、こういうことで、具体的議員数のいかんにかかわらず、基準財政需要額を算定する、こういうことになるかと考えております。従ひまして、議員数を非常に減らしますならば、それだけ財政需要の上では楽になる、こういうようなことだらうと思ひます。

○佐藤(親)委員 ちよつと次長にお聞きしたいのですが、十三條の第三項をお加えになつたんですが、これを第十條の第二項の「公安委員会」の下に下に加えるとか、何か條文の操作の關係で、できないでしょうか。第三項を加えないで、第二項の「公安委員会」の下に「教育委員会の委員」というのを加えてもさしつかえないのじやないか、こういう條文の操作をなさつてはどうかということをお聞きしたいのであります。

○鈴木(俊)政府委員 この点はお尋ねのような御疑問が生じますのはごもつともでございますが、十三條の第二項は、この法律の定めるところによつて解職を請求する場合を置いてあるものであります。今回新しく加えました第三項はこの地方自治法の中にはない。すなわち教育委員会の中の委員の解職請求権というものが、住民にあるのだというところを「この法律」と「法律」とで、

「この」という字がある、ないで示している、その違いだけです。

○佐藤(親)委員 了承しました。

○床次委員 現在各地方公共団体で開いております実情が、どの程度になつておるかということについて伺いたい。定例会、臨時会の開きぐあいはいかような状態であるか、特に今回の市の通常会十日というふうになつておりますが、やはり市の大小によつて非常に違つては来ないかというふうな気がするのであります。この点も過去の事例によつておわかりではないかと思ひますが……。

○長野政府委員 今のお尋ねでございますが、現在府県につきましては、通常予算を審議いたします定例会は、府県によつてまち／＼でございますが、平均をとりますと、昭和二十五年で平均が十九日になつております。その他の定例会につきましては平均が七日になつております。臨時会につきましては、これも県によりましてまち／＼でございますが、二十五年におきましては一・四日というふうな数が出て参ります。これは全然開かないところがあるからでございます。それから市については、実は全部の市が明らかでございます。はなはだ恐縮でございますが、わかりましたところの長野県の全部の六つの市、福井県の四つ、三重県の三市、兵庫県の九市の平均をとりましたもので考えますと、定例会につきましては平均が六・一日という

五月二十四日

委員門司亮君辞任につき、その補欠として鈴木義男君が議長の名で委員に選任された。

五月二十三日

講道館に対する固定資産税免除に関する請願(吉米地英俊君紹介)(第三〇五七号)

地方公営企業法案の一部修正に関する請願(門司亮君紹介)(第三一三二号)

主要都道府県の建設部存置に関する請願(前田種男君紹介)(第三一三三号)

第一類第三号 地方行政委員會議録第五十二号

昭和二十七年五月二十四日

第一類第三号 地方行政委員會議録第五十二号

昭和二十七年五月二十四日

昭和二十七年五月二十四日

昭和二十七年五月二十四日

昭和二十七年五月二十四日

昭和二十七年五月二十四日

昭和二十七年五月二十四日

昭和二十七年五月二十四日

昭和二十七年五月二十四日

昭和二十七年五月二十四日



常任委員会がいろいろな問題を審議し、  
まして、それを議会にかけることが、

できないような非常な不便が起きる、従つて通常会が一回となりますと、勢い常任委員会を必要としないという建前からして、これの関連についてはどういうふうにお考えですか。

○鈴木(後)府政委員 最初のお尋ねの三十日というふうにいたしますことは、これは市の議会が自主的におきめになればいいわけでありまして、特に條例等であらかじめ決めておかないで、議会が会議規則なり、あるいはその都度定められて一向さしつかえないのであります。

それから二番目のお尋ねの常任委員会と今度の議会の開会の回数との関係でございますが、常任委員会は、議会開会中におきましては、もちろん付託されました議案を審議いたすわけでございまして、特には、議会の閉会中におきましては、特に付託されませんでした事件につきましては、閉会中もおこなうことを審査することができるといふことになつておるわけでありまして、また特別委員会につきましても、同様な規定があるわけでございまして、これらの議会の委員会活動というものは、閉会中におきまして、もちろんやり得るわけでありまして、常任委員会に特に付託されました議案が結論を得まして、これを正式に本会議で定めるべきであるといふ時期に至りますならば、知事と市町村長に対して臨時会の招集を請求いたしますなり、もしも知事、市町村長がこれに応じないという場合におきましては、正式の招集請求権を活用して開いて行くことではないかと考えておるのであります。

○大矢委員 こういうふうに地方議会

の会期を短かくする、あるいは回数を少くするというねらいは、一体どこにあるのか。それと、こういうことがやがては国会の上にも影響して来ることを考えられておるかどうか。

○鈴木(後)府政委員 これは先ほど申し上げました通り、特に会期を短かくするとか、あるいは開会数を減らすというところにはねらいを持っておるのではないのでございまして、通常会すなわち通常予算を議する議会と、その他の臨時案件を議する議会というふうに、議会の開会の性質から申して二つに区分したのであります。定例会、臨時会制度というものは、どうも実際から申して適当な区分でないというところであつたわけでございまして、従つて特に議会の開会回数を減らすというところにはねらいはないのであります。

先ほど来申し上げましたように、実情から申して会期に一応の標準を定めまして、これを定め得るのであります。何ら制限しようという趣旨ではないのであります。これと国会との関係は、もちろん何ら意図いたしてないものでございまして。

○大矢委員 次に区の選挙管理委員会の五大都市における廃止は、一体どういうわけで廃止をしたのですか。

○鈴木(後)府政委員 五大都市の区の選挙管理委員会でありまして、これにつきましても、現在の選挙管理委員会制度は、知事とか市町村長というものが、直接選挙事務を管理いたしておられる。しかし古い地方制度では、これが直接選挙される者ではなかつたの

で、知事、市町村長が選挙事務を管理しておつたわけでございまして、ところが現在では知事、市町村長は直接選挙ということになりましたので、選挙される者が自分で選挙事務を管理するといふことは、適当でないといふことから、選挙管理委員会というものを置くことになつたわけでございまして、その趣旨から申しますと、都道府県あるいは市町村におきましては、知事なり議員なりその他の選挙があるわけでございまして、どうしても選挙管理委員会を置くことが、選挙事務を公正に執行する上において必要でございまして、五大都市のものは御承知のごとく、行政区であるわけでございまして、従つてここには区長の選挙あるいは区議会議員等の選挙というものがなく、選挙あるのは市の教育委員の選挙あるいは国会議員の選挙というように、ことごとく選挙管理事務の主体は、市町村であつて、いわく、区にはその市の選挙管理委員会の指揮、監督のもとに選挙事務に従事する公務員を置いて処置いたします。これは公正に行い得るというところから、今回区の選挙管理委員会制度を廃止することにいたしましたのであります。

○大矢委員 選挙管理委員会の主たる目的は、申すまでもなく公平な選挙を行ふためであり、また、いかに選挙立会人、投票管理があるいはまた危険防止、その他あらゆる選挙に対する責任を持つておるのであります。もしも、こういう場合はどういふふうにお考えですか、現職の市長がまた次のときに立候補した場合に、区が選挙の單位になつておりますから、事務ではありま

するけれども、やはり自分の任命した区長、その下の事務員あるいはいわゆる公務員が、この事務を一切取扱うのであります。それから投票管理、立会人、開票管理というものを任命するのは実質上、これは鈴木さんよくわかつておられると思いますが、決して市の四人の選挙管理委員がするのじやない。結局その市長の推薦によつてなすのであります。これはほんとうに選挙管理委員会の精神からいつても、その選挙は公平に行われるとは私ども考えられない。たとえば大阪なんか二十区ある、その二十区で二百数十万の人口を擁する、そこでたつた四人の選挙管理委員で、そういうことが十分行われて、立会人が決して心配ない、こういうふうにお考えになるかどうか。特に最近の選挙においては、絶対警察官は立ち入らないのであつて、自主的にその選挙管理が行つておる。單なる事務を担当しておるところの区役所の吏員が、はたして数箇所にわたる演説会において、責任を持つて選挙の公正が期せられるかどうか、そういうことを考え、また実際に事務を取扱つておるところの当事者である市の管理委員会の意見を徴して、この原案をつくられたか、まあ少い方がい

い、ただ事務の簡素化だといふこと、こういうことをしたのなら、現実のわれわれの常識で想像できない乱暴なやり方である。これは私が今尋ねたような矛盾や心配なく公正にできるかと考えておるか、普通の二十何万を擁する区のごときを町村のような考えで、あるいはそれ以下に扱われるといふことでは、私は選挙に対して非常な

心配を持つておりますが、それにいつてどういふふうにお考えですか。

○鈴木(後)府政委員 御心配の点はまことにごもつともでございまして、この区の選挙管理委員会の制度を廃止いたしました趣旨並びにその過程の問題といたしましては、この案の立案にあたりましては、政府部内に昨年の秋以来設けておりました地方行政簡素化本部、またその以前の政令諮問委員会でありまして、いろいろ意見が出ておつたわけであります。そういうような意見を参酌いたしまして、政府部内において、この自治法の改正案に用意された次第でございまして、要するに一つは簡素化の趣旨でございまして、現在の選挙管理委員会の建前に、根本的には触れないような限度において簡素化ならば、これは大いにやるべきであるといふところで、先ほど来申し上げたように、東京の特別区でございまして、これはそれ自体選挙区でありますので、当然に選挙管理委員会が必要であるけれども、五大都市の区は行政区で、それ自体の選挙をする要はないから、これは選挙管理委員会を置かないで、市に選挙管理委員会があれば足りる、こういう結論に到達して、このような案を設けたのであります。選挙管理の事務は大矢先生も御承知のごとく、選挙会あるいは開票所あるいは投票所というところで、一番基本的な事務が行われるわけでございまして、ここにはそれ、投票管理があるいは各候補者が届け出る投票の立会人あるいは開票管理、選挙長、選挙立会人という公職選挙法に基づく機関ができるわけであります。これがそれ

それ法定の手続に従つて処理をする。その結果に対しては選挙訴訟などの訴訟によつてこれを争うというふうな、画然と手続がきまつておるわけでもない、私どももいたしましては、今御指摘のごとく、かりに区におきまして実際の選挙事務に当ります者は、市長が任命した市の吏員でありまして、従来の例から考えまして特にそういう地方公務員が自分の任命権者のために有利なる決定をした、そのために問題を起したというようなことは、私どもあまり耳にいたしてないのでござい

#### ○大矢委員

かなり楽観しての御答弁ですが、私はこれでは必ず次の選挙は、われわれの経験から行きましては、めちやくちやになる。それから今の区で選挙がありました場合、行政区だからそこには選挙がないから金がいらぬ。ところがこの衆議院あるいはまた市長、知事、その他の選挙が行われる場合に、これは区が単位ですから、ただ一つその区で選挙が少くなるといふだけで、ほかの選挙は全部区でやることになる。従つて選挙された委員が任期中その責任がある。それから自分の任免したものであるしにかかわらず、管理委員がおるからそういう不公平はないだろうということですが、地方の推薦する人をその事務なり、あるいは管理委員に使うということに相なるのです。ことにまた区長というのは始終更迭されて、ずつと長い、そこで土地の事情を知らぬために、いろいろ地方の有力者から推薦するといふことになりまして、この管理委員の規定にある同一団体、同一政党から

二人以上出してはならぬ、こういう場合に、同一政党から各区でそういう者を推したりした場合に、非常に管理委員の精神にも反し、結局選挙が公平に行われぬ。しかしながら行われると行われぬといふことは主観であり、これで公平に行きます。いや行かないと言つたつて水かけ論になりますから、今現に管理委員は市の議会承認され、選挙によつて出られると思ふのですが、その期間中というものは選挙によつたものは任期までは一つの権利として当然尊重される。しかしながらこの間選れた者がこの法案が通過すると、ただちにやめなければならぬ、こういうことは例があるかどうか。それで選挙されても次から次へ制度をへたて行つたならば、その人の責任はなくなるといふ、しかも選んだ市会なり、あるいはその管理委員個人にしても、非常に責任感の上から私どもかと思ふ。そういうものもこれで制度を廃止したんだから、もうそれで責任がないんだ、こういうことになるのか、それからあまり長くなりますから私は多く申しませんが、管理委員を廃止すれば必ず問題があると思ふ。これは演説会でもある、投票のときでも、選挙権があるとかないとかいふことがいつも起きている。管理委員がおればこそ、これは地方の事情も知つておるし、あるいは三人の管理委員の中には党関係の人もおる、ありますから、問題が処理されますが、これが單なる事務的な、いわゆる区の吏員では、私はどうしてこういう問題の始末はできないと思ふ。ことに警察官が立ち入らないような演説会を、一体どうして最後まで全うすることができるか、こ

れが起らないと考へ、あるいは起きた場合に一体こういうものを廃止した責任は、だれが持つか、だれが保障する、起きぬだろうといふことでこの一回しか行われぬ重要な選挙、これは大問題になると思ふのですが、私はこういうものを廃止することを簡単によくやれたと思ふのです。しかし何かこれに對して代案があつて、こういうふうにとでなく、ただなくするといふことばかりを考へて、こういう処置をとつたといふことに對して、どうしても納得がいかなぬ。しかしながら立案者において責任をもつて、そういう心配は御無用といふことで、私の杞憂になれば幸いと思ふのですが、この点私ども経験を持つておる者から見ますと、とうてい選挙の公平は得られないし、いわゆる事務をとるところの、責任のない單なる事務的な区役所の吏員によつて選挙をやるといふことを考へますと、この二百数十万を擁する市が、四人の管理委員で完全に行われるかどうかといふことについて、あらためて御意見を聞きたい。

#### ○鈴木(後)政府委員

選挙事務の管理につきましても、公職選挙法自体ができるだけ公正にかつ公平に行えますように、配慮をしておられるようでございます。配座をしておられるようでございます。たとえば立会人の届出等につきましても、これは投票立会人でございます。十人に達するまでは届出せられた者が当然に立会人になるし、それを越えた場合にはふるい落すといふにはくじにふるい落す。そういうふうな選挙につきましても抽籤主義といふものを用いたしまして、物の順序を定めたり、前後を定めたり

するやうな場合は、何らそこに私意が介在するやうな配慮が行われておらぬことは先生御承知の通りであります。そういうふうな法律自体において十分配慮しておられますし、また区の選挙管理委員会の廃止にいたしまして、別に独任制の市長あるいは区長が選挙事務を管理することになるのではなく、これはやはり市の選挙管理委員が全体の責任者になるわけでありまして、従つてその選挙事務、あるいは機械的系統のものに的確に公正に行われることが必要であります。そういう意味から市の選挙管理委員会の指揮のもとに、全市の選挙事務が公正にまた統一に管理されることになると思ひます。こういうことの可否につきましても、政府の立案に際しまして、ひとりわれわれの事務的な意見だけではございませぬ、全国選挙管理委員会といふ今日の選挙管理事務についての最高責任者があるわけでございますが、この全国選挙管理委員会にも十分お諮りいたしまして、全国選挙管理委員会もその決定をもつてそれを廃止して支障ない、こういうふうな御意見であつた。そういうふうなことから、このやうな案を用意いたしました次第でございます。私どももいたしましては、これによつて選挙の実施の上に万々支障がない、かように考へておる次第であります。

#### ○大矢委員

先だつての公聴会の公述人の意見によりますと、これは結局地方財政の上から来ておるのだらうと思ひます。むしろこれは自治庁がそういうことの見解で、逆に選挙管理委員会の方では、それでは選挙できないから、

承知しないと言つた。それでそういう地方財政の上からこういう制度をなくするといふことでありますならば、われわれは実費といふか報酬といふか、そういうものがなくてはよろしいといふことを、公述人自身が言つておつた。そういうふうにしてせつかく民主主義の基礎たる公平な選挙を行おうとする熱意のために、そういう主張があつたと思ふのですが、もし地方財政の上から考慮されたことなら無報酬で、その選挙管理を公平にやろうといふ場合は、これは規定があつても市に独自に置くことができるのかどうか。これは公述人からも特にそういう発言がありましたが質問いたしたい。いやそれでもいかぬ、この自治庁は言われるのか、これをひとつ聞きたいと思ひま

#### ○鈴木(後)政府委員

選挙事務の管理は、事務の性質上、できるだけ画一的に公正に行われることが必要であると思ふのであります。たとえば投票の効力の決定、開票所において開票管理者が開票立会人の意見を聞いていたし、また場合におきましても、ある投票の効力の決定が甲の開票所と乙の開票所と異なつた基準によつて行われるといふこととなりますと、その選挙はもうそれだけで違法のそしりを免れないので、無効という問題が起るわけであり、無効という点から申しまして、やはりこれは市の選挙管理委員会の統一した指揮のもとに行われますことが望ましいと思ひます。そういうふうな考へ方でございます。公職選挙法なり、あるいは地方自治法によりまして定められました規定の通りに、選挙事務、投票事務というものが

行われなければ、これは違法の選挙であるということになるわけでございます。従つて法律の上に区選挙管理委員会というものの権限を定め、その組織を定めて、それに基いてそこに選挙に関する部分の事務を割当てておかない限りは、任意に條例で区選挙管理委員会を設けて、選挙事務に關與せしめるということになります。これはやはり違法のそりを免れない。従つてそういうことはまたやるべきでないというように考えるのであります。

○立花委員 たいいま衆議院の公職選挙法の改正委員会におきまして、公職選挙法の改正が論ぜられておりまして、少数党の選挙運動が非常に制限される形が出て参つておるわけですが、特別委員会の委員長である水田氏は、御承知のように自由党の政調会長ですが、この方がこの間イギリスの小選挙区制による選挙を視察に行かれまして、帰られて参りまして言われまして、イギリスだけではなく、ヨーロッパ全体の選挙法の改正の眼目は、いかにして共産党を議会に置かないようにするかという点にあるというふうな、委員長自身が感慨を漏されておるのです。そういうふうな、資本主義国家と申しますか、反動的な国家では、どうして共産党を初め革新的な少数党を、議会から締め出すかということが大きな眼目であり、その線に従つて選挙法の改正が行われておる。その結果、フランスあるいはイギリスにおきましても、得票は多数をとりましても第二党になり、得票が多数でも当選者が少いという結果が現われております。民主主義の原則とは背反する

ような形が、ひずめられた選挙法によつて、ひずめられた結果が現われていゝるのですが、こういうことが片方にあるわけですが、また現在国会で問題になつております破防法におきましても、革新的な党に対する弾圧がねらいであるというところは明白です。こういうふうな現在反動化して参ります資本主義の政治が、いゝる／＼な形で革新的な少数党の議会よりの締め出し、あるいは活動の制限というところにあることは明白だと思ふのです。

ところが今審議されております地方自治法の條項をながめますと、それがはつきり現れておるのじやないか。これは鈴木君個人は意識されるかどうかはしりませんが、客観的にははつきりその役割を果すのではないかと申しますのは、まず第一に定員の問題ですが、たとえば小さい村等におきまして、定員が非常に減つて来る。村會議員の数が十人を割るというところに参つて来る。そうなつて参りますと、少数党の出で参る余地は、非常に制約されるのは明白だと思ふ。これはいゝるむの、小さい農村、山村等における革新陣営の進出は必然的にはばまれて来る。そういう役割をこの定員の縮減の條項が果すのではないかと思ふのですが、こういうことを意識されておるのかどうか。意識されておらないにしても、こういう客観的な結果が生れて来るというところについてどうお考えになりますか。これはもういくつなしに現実の問題として、村会等における少数党の進出が制約されて来るのは明白なんだ。この明らかな事実をどういうところから正当化されるのか。これが民主主義

の線に沿つていゝるとはどうして言えるのか。現在の日本においては多数の横暴が行われておりますが、この政治情勢から見まして、こういうことをやるか、はたして進歩的であるかどうか、その点をどうお考えになつてゐるか、ひとつ承りたい。

○鈴木(俊)政府委員 選挙の結果に多数代表の率が出て参るか、あるいは比例代表、あるいは少数代表の率が出て参るかというところは、ひとり議員の定数の問題だけではなくて、選挙区の制度をどういうふうに定めるかというところに、密接に關連すると思ふのであります。市町村の場合におきましても、選挙区を小さく区切るということになりますと、その結果として少数派が出てくるでございませう。これはむしろそういう選挙区構成の問題の方が、立花さんの心配されるような点では主として關係があると思ふのであります。私もこの案をつくり出す場合に、立花さんのお話のように、非常に深謀と申しますか、遠いおもんばかりのものになさうというふうなことは、遺憾ながら全然意識しておらなかつたのであります。またそのような結果を期待して立案したというものは全然ないのであります。

○立花委員 客観的には少くともそうなりますので、そういう点からこれはぜひ改めらるべきである。少くとも現行通りにすべきものである。定員を大幅に縮減して少数党の進出を阻止するという客観的な結果になることに對しては、ぜひひとつ配慮願ひたいと思ふ。それから臨時会の回数の制限の問題も同じ問題なんで、たとえば臨時会に對する開会招集の請求権は少数党にはなくなる。現在のままで参りますと、県会等における発言の回数は、少数党には少くとも年六回與えられてゐるわけですが、ところがこれが改正されますと年一回しか與えられない結果になるといふことをどうお考えになりますか。少くとも自分のイニシアチブによつて、発言の機会が六回あるものを一回に制限されるという結果になるわけですが、この点をどうお考えになつておるか。これは非常に非民主主義的であり、少数党の地方議会における発言を制限するものであると言わざるを得ない。これも定員の縮減の場合と同じように、明らかに非民主的であり少数党の進出を阻害することを企圖したものである。少くとも客観的にはその役割を果すものである。従つて客観的には反動的な現在の日本の政治の促進をはかるものであると言わざるを得ないと思ふのですが、そういう事実についてどう弁明なさるか、これをひとつ承りたい。

○鈴木(俊)政府委員 臨時会の招集の請求権は、御承知のように議員数の四分の一以上から請求をすれば、府県の場合は三十日、市町村の場合には二十日以内にこれを開かなければならぬ、こういうことに今度の改正で定められておるが、四分の一と申しますのはこれは少数であります。臨時会を開こうという議案につきまして、少くとも四分の一の議員の人たちがそれはもつともだといふことで招集を請求をいたしますならば、これは招集の義務を生ずるのであります。今まではそういう臨時会の招集の請求がございましていつまでに開かなければならぬという期限的な制限がございせん。そのうちに結局定例会になつてしまふといふことで、臨時会請求といふものはやりましても、ほとんど役に立たなかつたのであります。今回の改正案によりますれば、臨時会の請求が実を持つて来ると思ふのであります。昨日の参考人の公述の中におきまして、自由党に例をとつて話をしておられました。自由党の知事は数人しかいない、ところが自由党の議長は三十何人かい、知事はどうしても党派の違ひ者が多いから、議會を招集しないであらうといふことの心配がある議長がお述べになつておりましたけれども、そういう例はまず絶対にないといふふうな私考をいゝるのであります。少くとも四分の一以上の賛成が得られる。これは少数派でも連合して四分の一を得るといふことは可能であらう。またそれだけの賛成を得られない案件でありますれば、それだけのことをやる必要はないであらうというように考へておりました。

○立花委員 鈴木君は四分の一は少数党だと言われますが、現在の現状では四分の一は決して少数党でございせん。現在の少数党はまだ地方の議會では四分の一よりもつと少いのが多いわけですが。しかも私が言ひますのは、たとい一人であつてもあるいは二人であつても、この現在の規定によりましても、少くとも年六回の発言の機会はある。ところがこれで参りますと、四分の一に達しない場合はほとんど年に一回しか発言の機会が與えられないわけですが。臨時議會が開かれれば特別ですが、その場合には四分の一の何を持つておりませんので案権もありません。

人の方々は、やはりそれ／＼自己の主張を持つております。自己の属する団体の立場というものがおありになるわけでございます、そういう見地からの発言は必ずしもみな取入れられていないわけであります。そういう意味では各地方団体の代表者の方が不満を持つておられるということは、私ども十分承知いたしております。承知しておりますけれども、そういう不満を全部解消するような案というものは、これはもう神様でない限りはできないのであります。そういうことで、私どもはやはり一つの理論に立つて、それを追うてできるだけ合理的なる案として調整をいたしたわけでございます、しかもほんとうの理論から申しますと、この政府案自体も相当に筋のまつた点があると思う。徹底していない点もあるかと思いますが、しかしながら、可

意見、あるいはその他の方面の意見も取り入れて、そしてしかも全体としてのまとまつた案にいたした次第でございまして、昨日の参考人の意見にきましては、やや感情的な発言といえますが、事実の公述があつたように思いますので、その点は私も今申し上げたことに誤りがないということ、ここに申し上げておきます。

**立花委員**　きのう来られました参考者は決して個人の資格において、あるは單に個人としてこちらがご呼びびのではございませぬので、それ、機關の代表として、しかも全国的な連合組織の代表として意見述べていただいたわけです。また君も徴したわけです。そういうことを通して意見を述べられたことと

特に静岡県の富士川町議会の議長齋藤さんは、自治委員会議の委員でもあり、しかもその人が公選された中に、この案件に対しては、自治委員会議に相談がなかったという事を明確に言っておられます。決してこれは個人が感情的に申した言葉ではないと思う。これをもしも個人が感情的に言つたのだというふうには否定し去ることは、大きな問題なんです。明らかに地方自治委員会委員であり、しかも全国的な連合会の代表として述べられた意見が、そういうふうには歪曲されたのでは、私は問題だと思ふのです。やはり事實は事實として認められ、論旨を進めて行く必要があると思ふのですが、この点鈴木君自身非常に感情的で、客観的な気持ちで述べられておらないではないかと思ふので、反省を促したいと思ひます。

それはとにかくいたしまして、前回の公聴会におきましても、あるいはきのうの参考人の陳述におきましても、この案には反対の意見の方が多のです。明らかに憲法違反であるというふうなことも申しておりますし、中央集権であり、官僚統制であるということもはつきり申しておるわけです。しかもなお政府がこれを一方的に押し切らなければいけない——政府自身がおつくりになつた地方自治委員会議の完全なる了解もなしに、こういうものを強行しなければならぬ、そういう根拠が一体どこにあるか。しかもそういう手続が、はたして民主的と言へるかどうか、ただいままで述べました定員の縮減、定例会年一回の制限、こういうことをなぜそういう非民主的な手続でおやりになるのか。そこに私は非常

に大きな問題があると思ふ。しかもこの結果民主的な地方自治が確立されると申されますが、そういうことでは自治が確立されないで、破壊されるばかりです。何をもうてそういうやり方で自治が確立されるという確信をお持ちになるか、これをひとつ明白にしていただきたい。

○鈴木(後)政府委員 手続論の仰せでございますが、昨日ここで述べになりました町村議長会の会長が、本日参議院の公聴会におきまして発言されましたが、その場合には、昨日ここで言われましたような点についても触れておられまして、自治庁では自治委員会議に案をかけたと言われるかもしれないけれども、ということでお話を進めておられました。事実われわれは、法律に定められておりますことをやらないで、案を進めるといふようなことは絶対にいたしません。私どもはいたしましては、十分に論議をしていただいたつもりでありまして、また事前に事務局長にも集まつてもらひまして、話を申し上げた次第であります。ただそれが、全国津々浦々の町村長あるいは町村議会に全部この案を流しまして、その意見がはね返つて来るということになりますと、これはとても不可能であります。そこで各団体の意見は、常任委員会なりあるいは政調会等の御意見としてまとめられたのであります。それらの御意見は私どもも十分拜聴いたしまして、反面また学識経験者として参加しておられる田中二郎教授あるいは井藤半彌教授、財政、行政両方の代表の自治委員会議の方々の意見も十分聴取しているのであります。私どもとしては、自治委員会議に参

加しておられる方々の形式的な議決というふうなことは、大臣が議長をしておりまして、そういうふうなことはないと思ひます。それらの意向はできる限り入れたつもりであるのであります。私どもは、これは決して非民主的なものとは考えていないのであります。これが単なる自治庁あるいは地方行政簡素化本部の立案でできたものであるということでありまして、いろいろ問題があると思ひますけれども、御承知の神戸博士を委員長とする地方行政調査委員会あるいは政令諮問委員会、あるいは税の懇談会というふうな三種の類のそれらの機関から、大同小異の意見が出ておるわけでありまして、ことに神戸委員会の勧告というものの、きのう来りし議論のございました、たとえば市の設置の場合の総理大臣の協議の問題にいたしまして、自治紛争の問題にいたしまして、いずれも皆勧告の中に出てくるのであります。私どものとりまいた案というものは、大体そういうような考案に立つておるのであります。定例会の問題、あるいは議員数の問題にいたしまして、特に目新しく始めたわけのものではないというふうに考へてゐるのであります。

○立花委員 手続の問題がそういうふうに官僚的に行われておりますので、結局その結果といたしまして、少数党の発案権あるいは議会の参画権を否定するような反動的な、非民主的な結果になつてゐると思ふ。諮られたと申しますが、諮られた本人がここへ参られますが、諮られないと言つております。あるいは参議院におきましても、政府は諮つたと申すのであります。よう

が、というふうにはつきりとより具体的に申しております。少くとも民主的な協議は行われていない。官僚的な協議は行われたかもしれませんが、納得さすような十分な、あとで論議が出ないような民主的協議は、決して行われていないという事は、参議院においても、ここにおいても十分証明されてゐると思ふ。そういうことで手続が完了してゐる。だからこれは民主的なんだというふうなやり方で参りまして、こういうふうな案が出て参りますので、そういう官僚的な協議をおやりになるなら、もう自治委員会議というふうなものは、おやめになつた方がよいと思ふ。案ができてからそれを形式的に渡して、この通り出すのだから納得しろという形では、これは子供扱いをされたと同じで、全国の町村会議長の代表が怒るのも無理はないと思ふのです。そういうところにこそ、この案を貫いておりますところの官僚主義が、はつきり現れておるのじやないか。だからこそ公聴会やあるいは参考人の公述の場合にも、明らかにあいつ意見が出て参りますので、その点は鋭く政府の反省を求めておきたいと思ひます。時間の都合がありますので、これくらいにいたします。

○金光委員長 本日はこれで散会いたします。

午後四時二十一分散会

昭和二十七年六月六日印刷

昭和二十七年六月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 行